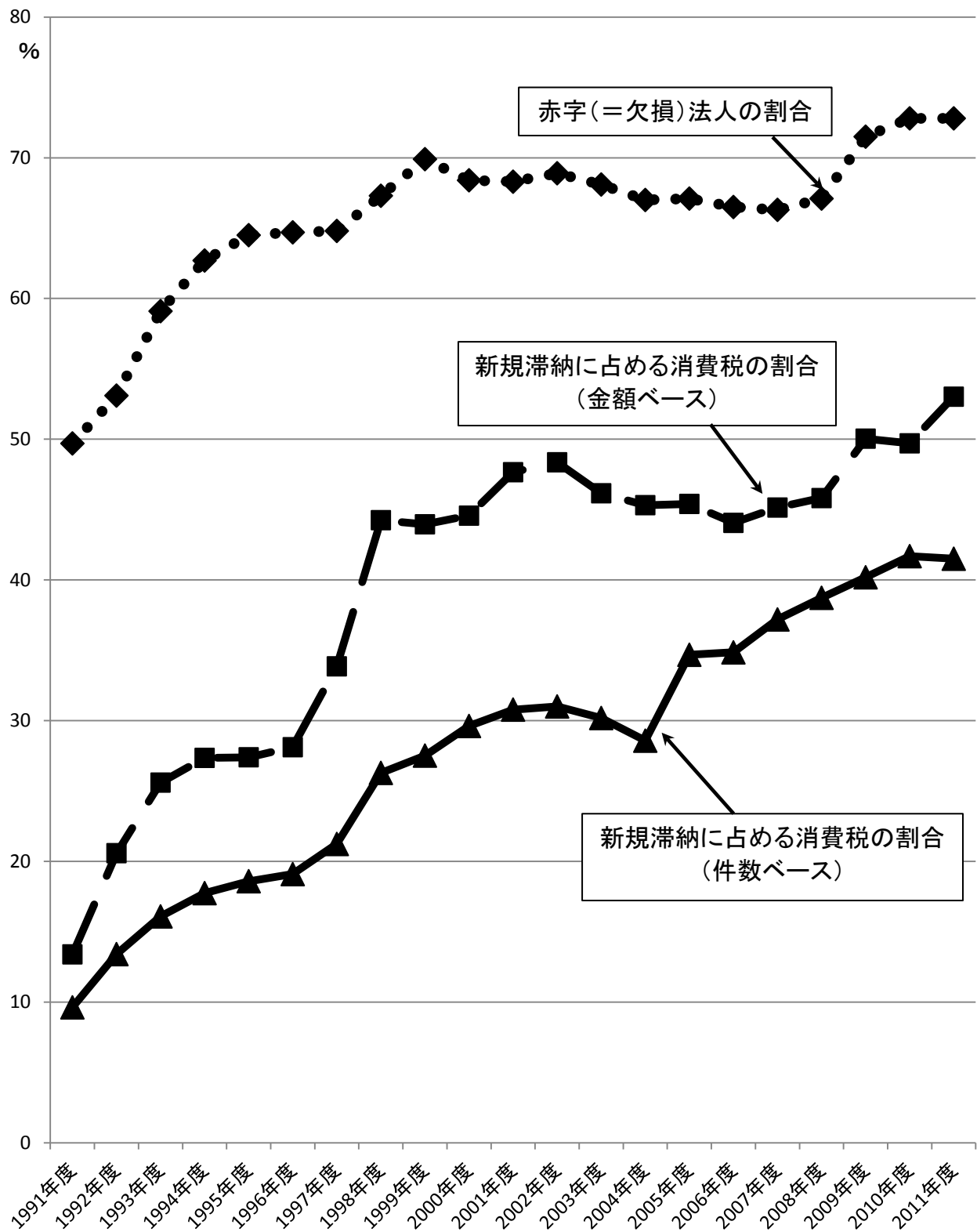


全法人に占める赤字(=欠損)法人の割合および 国税の新規発生滞納に占める消費税の割合



《出典》「国税庁統計年報書」より作成

(注) 1、地方消費税は含まない。

2、件数は、納期ごとに1件として計算し、加算税のうち、本税と納期を同一にするものは、本税と合わせて1件として掲げた。

3、2000年度以前は、利子税及び延滞税の件数について、発生(確定)の都度、本税とは別に計上していたが、システムを導入した2011年度から、本税と合わせて1件と計上する方法に変更した。